

柏原市

入札参加資格審査申請 共通要領

令和6年12月2日(月)
受付開始

令和7年1月17日(金)まで ※締切日発送分有効

柏原市が発注する入札等に参加ご希望の方は、必ずこの共通要領をお読みください。

申請は、電子申請及び郵送（簡易書留又は一般書留等の配達記録が残るもの）の両方が必要です。

柏原市 入札参加資格審査申請 共通要領

- 1 柏原市（下水道事業・病院事業を含む）が発注する入札等に参加ご希望の方は、2年に1回「入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加有資格者名簿に登録される必要があります。
- 2 種目は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品購入・役務提供」の3種目から複数選べます。
- 3 種目ごとに審査があり、資格条件をすべて満たした者が有資格者となり、この共通要領に記載された誓約事項等（資料1・資料2）に同意したものとみなされます。
- 4 申請の際は、この共通要領と希望する種目の提出要領をよく読んでください。
- 5 この申請に関し知り得た情報は、**個人情報保護に関する法律**に基づき、本市の契約事務においてのみ利用されます。ただし、入札参加有資格者となった者は、有資格者名簿に登載し、商号又は名称、所在地、電話番号等を柏原市のウェブサイトにて公表いたします。

水道事業における入札参加制度について

本市水道事業は、令和 7 年 4 月に大阪広域水道企業団との統合を予定しており、統合後に発注する工事、委託、物品購入等の入札にご参加いただくには、企業団制度による登録手続き等が必要となります。また、入札・検査につきましても企業団制度に基づき実施することとなります。詳しくは、柏原市ウェブサイト（<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024091900030/>）をご確認ください。

※水道事業の入札参加制度に関するお問い合わせは、経営総務課あてメールにて受け付けます。【E-mail suido-syomu@city.kashiwara.lg.jp】

くわしい問い合わせ

TEL 072-972-1730 柏原市 財務部 契約検査課

※土日、祝日、12月28日(土)~令和7年1月5日(日)を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

柏原市のウェブサイト <http://www.city.kashiwara.osaka.jp/>

1. 登録できる事業

下記の3事業が発注する入札等の案件に参加するためには、入札参加有資格者名簿に登録される必要があります。

● 3 事業

	1	2	3
事業	柏原市役所	柏原市上下水道部 (下水道事業)	市立柏原病院 (病院事業)
発注者名	柏原市長	柏原市長	柏原市病院事業管理者
契約事務担当	財務部 契約検査課	上下水道部 経営総務課	病院事務局 医事総務課

2. 希望できる3種目

「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等業務」、「物品購入・役務提供」の3種目です。希望される種目により、資格等の条件が必要となりますので、ご注意ください。
なお、希望は3種目のうち複数選べます。

● 3 種目

	1	2	3
種 目	建設工事	測量・建設コンサルタント等 業務	物品購入・役務提供
資格等	建設業の許可等	登録、免状、資格等	認定、許可、届出等
電子入札	有	有	無
希望業種 (市内 ・準市内)	第3希望まで ※ただし、建築一式 を含む場合は、建築 一式のみの登録とな ります。	第1希望のみ	(物品購入) 第6希望まで (役務提供) 第6希望まで ※指名は希望業種順 となります。
希望業種 (市外)	第1希望のみ		

注記1：上記の資格等は、必ず有効期限内であること。

注記2：建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札は、原則、電子入札で実施します。電子入札に参加を希望する方は、各種目ごとの IC カードが必要となります。 詳しくは⇒ <http://www.nyusatsu.ebid-osaka.jp/>

申請者の区分については、次のとおりです。

（建設工事）

地域区分	詳細説明	地域・地区割の説明
市内業者	本市内に、建設業法第 3 条第 1 項に基づく主たる営業所（本店）を有する者	【柏原地区】柏原市内にある大和川を境に北側地域に主たる営業所又その他の営業所を有する者
準市内業者	本市内に、建設業法第 3 条第 1 項に基づくその他の営業所を有する者	【国分地区】柏原市内にある大和川を境に南側地域に主たる営業所又その他の営業所を有する者
市外業者	上記、市内業者及び準市内業者以外の者	府内、府外の地区割りはありません。

（測量・建設コンサルタント等業務、物品購入・役務提供）

地域区分	詳細説明
市内業者	本市内に、商業登記されている主たる営業所（本店）を有する者、住民基本台帳に記録されている者（個人事業主）又は、営業に係る許可・登録がある主たる営業所を有する者
準市内業者	本市内に、商業登記されている他の営業所を有する者又は、営業に係る許可・登録があるその他の営業所を有する者
市外業者	上記、市内業者及び準市内業者以外の者

注記 1：主たる営業所とその他の営業所からの複数申請はできません。（本店と営業所の双方から申請することはできません。）

注記 2：代表者が同じ方で別会社から申請することは可能ですが、同じ入札案件等には参加できないことがあります。

3. 資格要件の共通審査内容

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当していないこと。
- (2) 関係法令の規定に基づき、該当する工事又は業務（営業）に係る登録若しくは許可を受けていること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 7 号に規定する暴力団員又は同条第 8 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他各種目に係る資格要件等に該当していること。

4. 入札参加資格審査申請作業については、下記のスケジュール予定表にて行います。

● 資格申請作業のスケジュール予定表

事務内容	12月	1月	2月	3月	4月
①受付期間	12月2日～1月17日				
②申請書審査期間	12月2日～3月31日				
③建設工事格付け通知（市内・準市内のみ）				末日送付	
④電子入札システムの利用者登録（新規登録除く）	随時受付				
⑤電子入札業者番号の公表（付番）				3月3日～	
⑥入札参加有資格者名簿の公表				3月31日～	
⑦有効期間開始（2年間）					4月1日～

（注記）

1. 現在、電子入札システムに利用者登録をしている方は、ICカードの有効期限が切れる前に必ず新たにICカードを購入し、再度利用者登録をしてください。
2. 新たに「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」の有資格者となり、電子入札に参加を希望される方は、令和7年3月3日に柏原市ウェブサイト公表する「電子入札業者番号」を、パスワード申請書に記入のうえ提出してください。なお、「物品購入・役務提供」の有資格者の方は、パスワード申請の必要はありません。（パスワード申請の手続きについては、柏原市のウェブサイトをご覧ください。）
3. 利用者登録は、パスワード申請が受理された日の翌週水曜日（午後1時より）以降に行うことができます。

5. 提出書類等の概要

●用意する提出書類等（各種目別の要領をよく読んでください）

書類等名称	区分等	法 人	個 人
提出書類一式	希望の種目	契約検査課のウェブサイトよりダウンロード	
納税証明書 （未納のない証明） ※市税については、市内・準市内 の方のみ	国税	法人税、消費税等	所得税、消費税等
	市税	法人市民税、固定資産 税、軽自動車税等	市民税、固定資産税、 軽自動車税等
登記事項証明書等		履歴事項全部証明書	代表者の住民票
印鑑証明書		法務局にて	市町村にて
許可・登録・資格・認定等	有効期限内	各種目別に必要なもの。	
営業所の写真 （建設工事希望の方のみ）	市内・準市 内業者のみ	撮影箇所・・・営業所の名称、看板及び事務所内	
柏原市内の営業所(事務所)所在地 位置図	市内・準市 内業者のみ	縮尺は自由ですが、事務所の位置を分かりやす く表示すること。	
E-メールアドレス	必須	契約担当者のEメールアドレスに限ります。	
電話・FAX 番号	必須	必ず1 業者ごとに個別の番号を設定してくだ さい。また、代行転送や着信転送の場合は、随 時、営業所を訪問する場合があります。	
フラットファイル（A4 版 S 型縦） （15.「フラットファイル背表紙 の記入例」を参照すること）	ファイルの色	①建設工事・・・・・・・・・・・・ 水 色 ②測量・建設コンサルタント等業務・・・・ ピンク色 ③物品購入・役務提供・・・・・・・・ 黄 色	
電子入札パスワード申請書	各認証局	上欄①、②の種目を希望された方で、電子入札 の入札案件に参加される方は必須です（すでに 提出されている方は必要ございません。新規登 録の方は、業者番号発行後提出してください。）	
※証明書等が読取り困難な場合や不自然な写しの場合は、原本をお持ち頂き確認する場合もあり ますのでご了承ください。			

注記1:押印が必要なものは全て実印を使用してください。実印とは、印鑑証明書が発
行できるものとします。

注記2:国税の納税証明書は e-Tax にて請求可能です。

注記3:今回から返信用封筒は不要になりました（返信をしません）。受付状況は柏原市
ウェブサイトで随時公表します。

6. 受付方法

インターネット（LoGo フォーム）を利用した業者受付システムによる電子申請と郵送（簡易書留又は一般書留等）での差し出しの両方を行ってください。

※窓口での受付は一切行っていません。今回からインターネットによる電子申請を追加しております。

7. 申請の手順

① 電子申請

書類一式（5 ページ表の一番上の契約検査課のウェブサイトよりダウンロードしたもの）を希望する業種のフォーム（7 ページに記載）に送付してください。

② 郵送（配達記録が残る簡易書留または一般書留等）

電子申請により送付した書類も含めて提出してください。提出書類は、折り曲げずに「A 4 判」以上の封筒に入れ、表に「入札参加資格審査申請書類在中」と大きく朱書きの上、受付期間内に郵送してください。

8. 電子申請の注意点

- （1） 種目ごとのフォームで申請してください。
- （2） 受付締切日を過ぎると、申請を受け付けません。また、内容に不備が有り、期限を定めて再申請を求めたにもかかわらず、その期限までに再申請がなかった場合、受付を無効とします。

9. 郵送時の注意点

- （1） 受付締切日を過ぎて発送された申請書類は、受け付けいたしません。また、郵送途中の事故など申請者の責によらない理由による場合も同様とします。
- （2） 不足書類が有り、期限を定めて提出を求めたにもかかわらず、その期限までに不足書類が届かなかった場合、受付を無効とします。
- （3） 資格要件を満たさない等の理由で受付できない申請書類は、申請者の料金負担（着払い）にて返送いたします。

※上記の郵送時の注意事項については、郵送した時点で同意したものとみなします。

10. 受付期間（電子申請及び郵送は同じ期間となります）

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金）まで

※締切日に発送したものは、有効とします。

11. 申請先

【電子申請】添付する書類は5ページ表の一番上の契約検査課のウェブサイトよりダウンロードした書類のみです。必ず1種目ごとに申請してください。

○種目別入札参加資格審査電子申請書提出フォーム（LoGo フォーム）

※以下 URL について、当初（R6.11.8）から変更しております。

【建設工事】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/9btw6>

【建設工事】市外業者用

<https://logoform.jp/f/mWWZu>

【測量・建設コンサルタント等業務】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/6GpHi>

【測量・建設コンサルタント等業務】市外業者用

<https://logoform.jp/f/HQXLz>

【物品購入・役務提供】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/SjZjg>

【物品購入・役務提供】市外業者用

<https://logoform.jp/f/1PKse>

【再提出用】

<https://logoform.jp/f/5u4w4>

インターネット接続環境がない等のやむを得ない場合に限り、郵送のみの受付けを可としますが、その場合は理由書（様式は問いません）を同封してください。

【郵送】（電子申請で添付した書類も含めて送付してください）

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 財務部 契約検査課 <u>〇〇〇〇〇〇〇</u> 係	1 種目ごと ・ 建設工事 係 ・ 測量・建設コンサルタント等業務 係 ・ 物品購入・役務提供 係
---	--

【注意】必ず1種目ごとに提出書類を分けて郵送（簡易書留又は一般書留等）にて提出してください。

12. 提出書類の受付確認

(1) 受付状況は柏原市ウェブサイトで随時公表します。

(2) 書類の不足、内容に不備がある場合

申請担当者へ連絡を入れます。ただし期限まで提出がない場合は、申請を無効とし有資格者とはなりません。

13. 有資格者のお知らせ

柏原市の入札参加有資格者に登録された方は、入札参加有資格者名簿に登載し、令和7年3月31日（月）午後1時より柏原市のウェブサイトにて公表します。

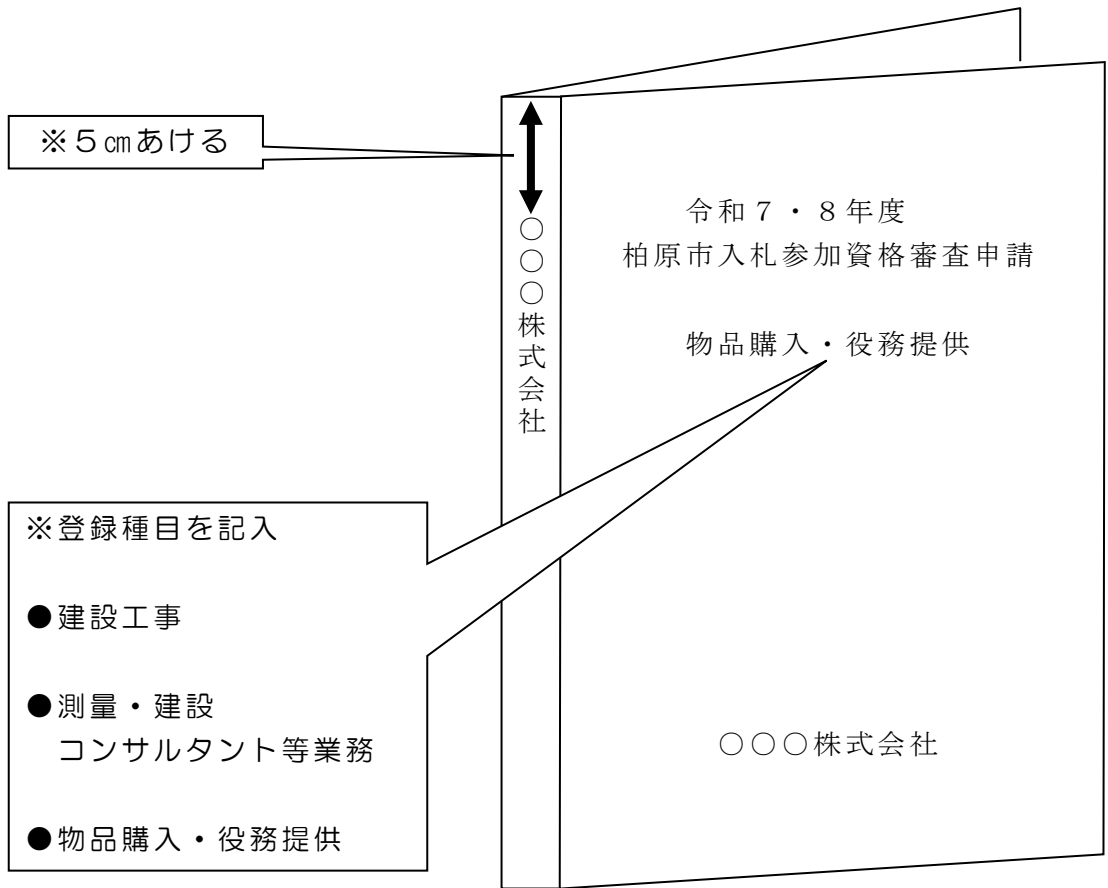
なお、有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

14. 注意事項

(1) 行政書士が申請書類を作成し、直接申請書類を送付する場合は、必ず封筒の表に、「(登録業者名)・入札参加資格審査申請書類在中」と記載し、提出してください。

(2) 建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務を希望し、電子入札に参加希望される方は、電子入札システムの利用者登録が必要となります。なお、利用者登録に必要な「電子入札業者番号」については、令和7年3月3日付で、柏原市のウェブサイトにて公表します。

15. フラットファイルの記入例



ファイル形式	フラットファイル（A4版 S型 縦）	
ファイルカラー	建設工事	水色
	測量・建設コンサルタント等業務	ピンク色
	物品購入・役務提供	黄色

■ 誓約事項について

入札参加資格審査申請をされる方は、下記の誓約事項を確認し、全て了承したうえで、手続きをしてください。有資格者となった場合は、下記の誓約事項について同意したものとします。

記

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
2. 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録等を受けています。
3. 国税、地方税の滞納はありません。
また、上記等の税については、今後いかなる理由を問わず、滞納等のない様に努めます。
4. 入札参加資格の審査期間中、柏原市税の納入状況及び申告状況を柏原市が調査し、その調査結果を資格審査事務等に利用することを承諾します。
5. 柏原市暴力団排除条例(平成25年柏原市条例第27号)第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
6. 本共通要領及び各入札参加資格審査申請書提出要領に記載の内容及び市が公開する情報等を全て理解したうえで、申請しています。

以上の全ての誓約事項に相違ありません。相違があった場合、入札参加資格を取消されても異議申し立てを行いません。

また、柏原市暴力団排除条例により排除措置を受けた場合及び柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱により指名停止等の措置を受けた場合には、各条例及び要綱に基づき商号等が公表されることに同意します。

■指名停止の措置等について

有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった日から最長３年間の指名停止とすることがあります。

また、代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

記

- １．契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- ２．競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
- ３．落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- ４．地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督員又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- ５．正当な理由がなく、契約を履行しなかった者。
- ６．前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ７．入札参加資格審査申請にあたり、虚偽の記載又は誓約事項に反した者。
- ８．その他、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱に該当するすべての者。

令和 7・8 年度 入札参加資格審査申請に関する Q&A

Q1 柏原市・下水道事業・病院事業に分けて申請書を提出する必要がありますか？

A1 登録の一元化をしておりますので、柏原市、下水道事業、病院事業に分けて申請する必要がなく、1 部で申請可能です。

Q2 受付の方法と期間を教えてください。

A2 受付方法は、電子申請及び郵送の両方が必要です。郵送は配達記録が残るもの（簡易書留又は一般書留等）をお願いします。
また、受付期間は令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 1 月 17 日までです。
（締切当日に発送されたものは、有効とします。）

Q3 支店のみの登録は可能ですか？

A3 本店で登録していただいたうえで、受任者として支店を登録していただいています。

Q4 法人税・消費税（証明様式その 3 の 3）については、登記簿上の本社住所地で発行される納税証明、所得税・消費税（証明様式その 3 の 2）については、代表者の住民票上の住所地で発行される納税証明が必要ですか？

A4 はい、そのとおりです。

Q5 法人税・消費税（証明様式その 3 の 3）について、免税事業者の場合、提出は必要ですか？

A5 免税事業者の場合であっても、納税証明書を必ず提出してください。

Q6 法人税・消費税（証明様式その 3 の 3）はどこで発行されますか？

A6 申告先の税務署で発行されます。

Q7 証明書などは、他市で提出した写しを提出してもかまいませんか？

A7 登記簿謄本、印鑑証明、納税証明などの証明は、他市で提出していただいた写しでも結構です。
ただし、令和 6 年 9 月 1 日以降に発行されたものでお願いします。

Q8	添付書類は写しでもよいですか？
A8	写しでもよい書類もありますので、詳しくは各々の種目の「確認票」にて確認してください。また、書類の写しを提出する場合は、全て A4 サイズでお願いいたします。ただし、印鑑証明書は、原寸サイズ（拡大縮小は不可です）での写しをお願いします。 なお、読取りできない又は不明確な写しは全て不可となります。
Q9	電子入札を導入しているとのことですが、すべての種目で実施していますか？
A9	電子入札は、「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等業務」でのみ行っています。従って「物品購入・役務提供」での登録を希望する業者の方は、電子入札システムの利用者登録は必要ありません。

申請書提出先※必ず**電子申請と郵送の両方**を行ってください

【郵送※簡易書留または一般書留等】

〒582-8555

大阪府柏原市安堂町 1 番 5 5 号

柏原市財務部契約検査課

【電子申請フォーム（LoGo フォーム）】

※以下 URL について、当初（R6.11.8）から変更しております。

【建設工事】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/9btw6>

【建設工事】市外業者用

<https://logoform.jp/f/mWWZu>

【測量・建設コンサルタント等業務】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/6GpHi>

【測量・建設コンサルタント等業務】市外業者用

<https://logoform.jp/f/HQXLz>

【物品購入・役務提供】市内業者・準市内業者用

<https://logoform.jp/f/SjZjg>

【物品購入・役務提供】市外業者用

<https://logoform.jp/f/1PKse>

【再提出用】

<https://logoform.jp/f/5u4w4>